

老高発 0805 第 2 号
老認発 0805 第 2 号
老老発 0805 第 1 号
令和 6 年 8 月 5 日

各都道府県介護保険主管部（局）長殿

厚生労働省老健局高齢者支援課長

認知症施策・地域介護推進課長

老人保健課長

（公印省略）

「地域包括支援センターの設置運営について」の一部改正について

標記については、「地域包括支援センターの設置運営について」（平成 18 年 10 月 18 日老計発第 1018001 号、老振発第 1018001 号、老老発第 1018001 号）により行われているところであるが、今般、その一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和 6 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

については、管内市町村及び地域包括支援センター等に周知を図るとともに、その運用の参考にされたい。

⑦を踏まえるとともに、「介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）の実施及び介護予防手帳の活用について」（平成27年6月5日老振発0605第1号厚生労働省老健局振興課長通知）を参考とすること。

(3) その他

センターは、必ずしも24時間体制を採る必要はないが、緊急時の対応等の場合も想定し、センターの職員に対して速やかに連絡が取れるような体制を整備しておくことが必要である。

また、センターは、要介護者に対する指定居宅介護支援事業所の紹介を行う際には、正当な理由なしに特定の指定居宅介護支援事業所に偏らないよう、公平・中立性の確保に努める必要がある。

6 職員の配置等

(1) センターの人員

センターには、包括的支援事業を適切に実施するため、原則として①保健師、②社会福祉士、③主任介護支援専門員を置くこととする（施行規則第140条の66第1号イ）。

しかしながら、三職種の確保が困難である等の事情により、この人員によりがたい場合には、これらに準ずる者として、以下に掲げる者を配置することでもできることとされている。

① 保健師に準ずる者として、地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師。なお、この経験のある看護師には准看護師は含まないものとする。

② 社会福祉士に準ずる者として、福祉事務所の現業員等の業務経験が5年以上又は介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有する者

(削る)

④ センターは、必ずしも24時間体制を採る必要はないが、緊急時の対応等の場合も想定し、センターの職員に対して速やかに連絡が取れるような体制を整備しておくことが必要である。また、家族介護者が就労世代である場合の相談体制の確保の観点から、早朝、深夜、休日において総合相談支援事業の対応を行うことができる体制の整備も有効である。

⑤ センターは、居宅要介護被保険者に対する指定居宅介護支援事業者の紹介を行う際には、正当な理由なしに特定の指定居宅介護支援事業者に偏らないよう、公平・中立性の確保に努める必要がある。

6 職員の配置等

(1) センターの人員

センターには、包括的支援事業等を適切に実施するため、保健師その他これに準ずる者（以下「保健師等」という。）、社会福祉士その他これに準ずる者（以下「社会福祉士等」という。）及び主任介護支援専門員その他これに準ずる者（以下「主任介護支援専門員等」という。）を置くこと（施行規則第140条の66第1号イ）としており、その他これに準ずる者については次のとおり取り扱うこと。

① 保健師に準ずる者について
地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師であって、高齢者に関する公衆衛生業務経験を1年以上有する者
なお、当該準ずる者には准看護師は含まないものとする。

② 社会福祉士に準ずる者について
福祉事務所の現業員等の業務経験が5年以上又は介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有する者

③ 主任介護支援専門員に準ずる者について 次のいずれかに該当する者とする。 ア 「介護支援専門員資質向上事業の実施について」（平成18年6月15日 老発第0615001号厚生労働省老健局長通知）による廃止前の「ケアマネ ジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」（平成14年 4月24日付け老発第0424003号厚生労働省老健局長通知）に基づくケア マネジメントリーダー研修を修了した者であって、介護支援専門員と しての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護 支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者 イ センターが育成計画を策定しており、センターに現に従事する主任 介護支援専門員の助言のもと、将来的な主任介護支援専門員研修の受 講を目指す介護支援専門員であって、介護支援専門員として従事した 期間が通算5年以上である者 ここでいう育成計画については、様式の定めはないが、次の内容を記 載することとし、当該育成計画を策定した際は、市町村に報告するこ と。 (7) 主任介護支援専門員研修の受講予定日 (4) 助言を行う主任介護支援専門員（以下「助言担当者」という。）の 氏名（(2)②の場合において助言担当者との者が従事するセンター が別である場合は、当該助言担当者が従事するセンターの名称及び 所在地） (4) 助言担当者が行う主任介護支援専門員として必要な知識や技術を 修得するための支援等の内容（定期的な面談、同行訪問の実施、当該 職員が担当するケースに関する検討・振り返り等） (エ) その他センターが必要と認める事業 また、介護支援専門員として従事した期間の換算の際は、専従・兼 務、常勤・非常勤等の雇用形態は問わないものとし、当該期間には育児 休業、介護休業等の期間を含めても差し支えないこととする。	③ 主任介護支援専門員に準ずる者として、「ケアマネジメントリーダー活 動等支援事業の実施及び推進について」（平成14年4月24日付け老発第 0424003号厚生労働省老健局長通知）に基づくケアマネジメントリーダ ー研修を修了し、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援 専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び 能力を有している者 なお、保健師に準ずる者については、平成31年度より、上記①かつ、高齢 者に関する公衆衛生業務経験を1年以上有する者とする。また、社会福祉 士に準ずる者、主任介護支援専門員に準ずる者については、将来的に社会 福祉士、主任介護支援専門員の配置を行うこと。
(2) センターの職員の員数	(2) センターの職員の員数

① 原則

センターに置くべき、専ら包括的支援事業等に従事する常勤の職員の数、センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3000人以上6000人未満ごとに、保健師等1人、社会福祉士等1人及び主任介護支援専門員等1人とされている（施行規則第140条の66第1号イ）。

② 複数のセンターの担当する区域の第1号被保険者数を合算する場合
運営協議会がセンターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数のセンターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数がおおむね3000人以上6000人未満ごとに①に掲げる常勤の職員の員数を当該複数のセンターに置くことで、当該区域内のセンターがそれぞれ基準を満たすものとしている。なお、この場合において、それぞれのセンターには常勤の保健師等、社会福祉士等又は主任介護支援専門員等を最低2人置く必要がある（施行規則第140条の66第1号ロ）。

具体的な運用等においては下図を参照すること。

（図略）

③ 小規模自治体等における特例

次に掲げる場合には、センターの担当する区域における下表に定める第1号被保険者の数ごとに、同表に定める配置すべき人員を置くことで基準を満たすものとしている（施行規則第140条の66第1号ハ）。

- ア 第1号被保険者の数がおおむね3000人未満の市町村に設置する場合
- イ 市町村合併があった市町村又は一部事務組合若しくは広域連合で、原則の基準ではセンターの運営に支障があると運営協議会において認められた場合
- ウ 人口規模にかかわらず、地理的条件その他の事情を勘案して、特定の生活圏域に一のセンターの設置が必要であると運営協議会において認められた場合

第1号被保険者の数	配置すべき人員
おおむね1000人未満	保健師等・社会福祉士等・主任介護支援専門員等のうち1人又は2人

（新設）

専らセンターの行う業務に従事する職員として、一のセンターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3000人以上6000人未満ごとに置くべき員数は、保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員（これらに準ずる者を含む。）それぞれ各1人とされている（施行規則第140条の66第1号イ）。

（新設）

（新設）

ただし、次に掲げる場合には、センターの担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、以下の表のとおりとすることができる（施行規則第140条の66第1号ロ）。

- ① 第1号被保険者の数がおおむね3000人未満の市町村に設置する場合
- ② 市町村合併があった市町村又は一部事務組合若しくは広域連合で、原則の基準ではセンターの運営に支障があると運営協議会において認められた場合
- ③ 人口規模にかかわらず、地理的条件その他の事情を勘案して、特定の生活圏域に一のセンターの設置が必要であると運営協議会において認められた場合

第1号被保険者の数	配置すべき人員
おおむね1000人未満	保健師等・社会福祉士等・主任介護支援専門員等のうち1人又は2人

おおむね1000人以上 2000人未満	保健師等・社会福祉士等・主任介護支援専門員等のうち2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね2000人以上 3000人未満	専ら <u>包括的支援事業等</u> に従事する常勤の保健師等を1人及び専ら <u>包括的支援事業等</u> に従事する常勤の社会福祉士等・主任介護支援専門員等のいずれか1人

なお、①又は②の場合において、センターには常勤の職員を置くこととしているが、運営協議会が、第1号被保険者の数及びセンターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該センターの職員の勤務延時間をセンターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）により①又は②に定める員数を満たす場合は非常勤の職員を置くことができる（②のなお書きで最低2人置くこととされている人員についても同様である。）（施行規則第140条の66第1号イ）。

②及びこの取扱いについては、令和7年3月31日又は市町村の条例が施行される日のいずれか早い日までの間は、適用されないことに留意すること（介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第61号）附則第2条）。

(3) テレワークの取扱い

テレワークについては、「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について」（令和6年3月29日老高発0329第2号、老認発0329第5号、老老発0329第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長・認知症施策・地域介護推進課長・老人保健課長連名通知）を参照し適切に実施すること。

この場合において、テレワークでセンターの職務に従事した時間については、当然にセンターの職員の勤務時間として取り扱うことができる（常勤職員がテレワークをした場合、常勤職員として取り扱うことができ、非

おおむね1000人以上 2000人未満	保健師等・社会福祉士等・主任介護支援専門員等のうち2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね2000人以上 3000人未満	専らその職務に従事する常勤の保健師等を1人及び専らその職務に従事する常勤の社会福祉士等・主任介護支援専門員等のいずれか1人

センターの業務における責任体制を明確にし、また、専門職員の資質を担保する観点からは、常勤の職員を確保することが必要であり、各市町村においては、直営のセンターにおいては、常勤職員を確保するとともに、委託を行う場合には、常勤職員を確保できる事業者を選定するものとする。
ただし、センターの規模等に応じ、各職種ごとに専門職員を複数配置する場合には、一部の専門職員は非常勤でも可能である。また、常勤職員を配置することが著しく困難な場合にあっては、適切な業務遂行を確保できるかどうかについて運営協議会の判断を得た上で、経過的に、センター職員の一部を常勤換算方法により必要人員数確保することでも足りるものとする。

(新設)

常勤職員がテレワークをした場合、常勤換算方法による勤務時間に換算できる。）。。

(4) その他の職員の配置

保健師等、社会福祉士等及び主任介護支援専門員等以外の職員については、センター職員の業務負担軽減・資質の向上・定着支援等を通じた包括的支援事業等の質の向上や委託料の額等を総合的に勘案し、市町村の判断でセンターに置くこととする。

具体的には、

- ・センターの適切な運営や労務管理の観点からセンター長を配置すること
- ・自立支援・介護予防に資する介護予防ケアマネジメント等の実施の観点から理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等のリハビリテーション専門職を配置すること
- ・専門職がより専門的な業務に従事できるよう事務職員を配置することなどが想定される。

(5) 指定介護予防支援事業者の配置基準

指定介護予防支援基準において、**センター**の設置者である指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに保健師その他の介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）を、事業が円滑に実施できるよう、1人以上の必要数を配置しなければならないとされている（指定介護予防支援基準第2条第1項）。

この担当職員は、次のいずれかの要件を満たすものであって、都道府県が実施する介護予防支援に関する研修を受講する等必要な知識及び能力を有する者を充てて必要がある。

- ① 保健師
 - ② 介護支援専門員
 - ③ 社会福祉士
 - ④ 経験ある看護師
 - ⑤ 高齢者保健福祉に関する相談業務等に3年以上従事した社会福祉主事
- そのほか必要な人員については、指定介護予防支援基準において規定されている。

(新設)

なお、専門3職種以外の職員（センター長、事務員など）を配置することについては、包括的支援事業の業務内容や委託料の額等を勘案した上で、市町村が地域の実情に応じて判断することとして差し支えない。

(3) 指定介護予防支援事業者の配置基準

指定介護予防支援基準において、指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに保健師その他の介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）を、事業が円滑に実施できるよう、1人以上の必要数を配置しなければならないとされている（指定介護予防支援基準第2条）。

この担当職員は、次のいずれかの要件を満たすものであって、都道府県が実施する介護予防支援に関する研修を受講する等必要な知識及び能力を有する者を充てて必要がある。

- ① 保健師
 - ② 介護支援専門員
 - ③ 社会福祉士
 - ④ 経験ある看護師
 - ⑤ 高齢者保健福祉に関する相談業務等に3年以上従事した社会福祉主事
- そのほか必要な人員については、指定介護予防支援基準において規定されている。